

以下のことをよくお読みになってから申請してください。

療養費(治療用装具等)

療養費の申請ができる場合(例)

医師の指示により

- ・治療上必要なコルセットや治療用眼鏡などの装具をつくったとき
- ・リンパ浮腫治療のために弾性着衣を購入したとき
- ・義眼や練習用義手・義足などをつくったとき
- ・輸血(生血)を受けたとき

注 意 事 項

療養費の申請をされても、対象外の場合もあります。また、申請の内容によっては追加で書類を提出していただく場合があります。

提 出 書 類

①～④の書類を揃えて提出してください。※書類が全て揃わない場合、払い戻しはできませんのでご注意ください。

① 療養費支給申請書

記入もれがないか確認してください。
未記入など不備がありますと書類を返却いたしますので、支払が遅れる場合があります。

② 医師の意見書(原本)

装具等の装着が「傷病の治療のため必要」と認める医師の証明書を発行してもらいます。
※治療用眼鏡をつくったときは、作成指示書の提出が必要です。
作成指示書がない場合は、医師の意見書と処方箋の提出が必要です。
※輸血(生血)を受けたときは、意見書の代わりに輸血証明書の提出が必要です。

③ 領 収 書 (原本)

原本が必要です。また、返却することはできません。
領収書には受診者氏名・領収金額・領収日・領収印・業者名/医療機関名等が必要です。
(簡易型のレシートでは認められません)
※治療用眼鏡をつくったときの領収書には「治療用眼鏡代金として」など、治療用であることがわかる但し書きが必要です。

④ 明 細 書

金額の内訳が分かるものを発行してもらいます。
領収書内に内訳が書かれている場合もあります。その場合は添付不要です。

⑤ 写 真 (靴型装具の申請に限る)

領収書及び明細書と実際に作成された靴型装具が同一であることを確認するため、実際に装着する現物を確認できる写真。(写真裏面には保険証記号・番号、氏名を記入してください)

支 給 額

健康保険で定められた価格を基準に計算し支払われるので、かかった費用の全額が給付されるわけではありません。
健康保険の給付の範囲内で算定された額の7割(小学校入学前は8割/高齢受給者は8割～7割)が支給されます。

支 給 日 ・ 支 給 方 法

基本的に申請書を提出された翌月～翌々月に給付いたします。(不備や審査によって遅れる場合があります)

●三菱電機社員:給と同封 ●関連会社社員:会社へお問い合わせください ●特退・任継:保険料を引き落としているご指定の口座

提 出 先

三菱電機社員・関連会社社員

本人



会 社
事業所健保窓口
(総務・人事部門)



健康保険組合

特例退職者・任意継続者

本人



健康保険組合

療養費の支給対象になるものは治療に必要なものに限られ、日常生活に必要なものではありません。
また、払い戻される条件を満たしていても必要書類が揃っていない場合は、払い戻しできませんのでご注意ください。